

岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧を行います

事業計画変更の縦覧について

変更する事業計画の種類

飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更(県知事認可)

縦覧期間

令和2年11月11日(水)～令和2年11月24日(火)
午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

飯能市建設部区画整理課
(飯能市土地区画整理事務所内：飯能市大字笠縫 112-1)

意見書の提出について

- ・事業計画については、令和2年11月11日(水)から令和2年12月8日(火)まで(以下「意見書提出期間」)意見書を提出できます。
- ・意見書を提出できる方は、利害関係を有する方に限ります。
- ・意見書は、意見書提出期間に、飯能市区画整理課の窓口で取得できます。
- ・意見書の提出は埼玉県市街地整備課へお願いします。
なお、郵送での提出も可能です。

意見書提出先(意見書提出期間内必着)

〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3丁目15-1
埼玉県都市整備部市街地整備課 あて

お知らせ

都市計画の変更案の縦覧について

都市計画道路阿須小久保線と都市計画道路久下六道線の交差点において、一部区域を変更することに伴い、都市計画の変更案の縦覧を行います。

変更する都市計画の種類

- ・飯能都市計画道路（阿須小久保線）の変更(市決定)
- ・飯能都市計画地区計画（双柳南部地区）の変更(市決定)

縦覧期間

令和2年11月10日(火)～令和2年11月24日(火)

※土日祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

飯能市建設部まちづくり推進課（飯能市役所本庁舎2階）

意見書の提出について

- ・変更案については、縦覧期間中に意見書を提出できます。
 - ・意見書を提出できる方は、市内在住、または利害関係を有する方に限ります。
 - ・意見書は縦覧期間中に、まちづくり推進課の窓口で取得できます。
 - ・意見書の提出は、まちづくり推進課へお願いします。
- なお、郵送での提出も可能です。（郵送の場合は、11月24日(火)必着）

意見書提出先（縦覧期間内必着）

〒357-8501

飯能市大字双柳 1 番地の 1

飯能市建設部まちづくり推進課 計画・移住・空き家対策担当 あて



森林文化都市

— HANNO —

編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫 1 1 2-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp